

奈良県告示第二百八十七号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年四月奈良県告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「及び不動産特定共同事業法施行規則」を「、不動産特定共同事業法施行規則」に、「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に改め、「不動産特定共同事業者名簿等閲覧所」の下に「及び同令第六十九条第三項の規定による小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所」を加える。

第二条中「第十三条」の下に「及び第四十九条」を加える。